

イオンタウン観音寺ショッピングセンター

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年1月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	マックスバリュ西日本株式会社 兵庫県姫路市北条口4丁目4番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	イオンタウン観音寺ショッピングセンター 観音寺市昭和町一丁目甲1559番地ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗の名称	
	変更前	マックスバリュ観音寺ショッピングセンター
	変更後	イオンタウン観音寺ショッピングセンター
	2 大規模小売店舗において新たに小売業を行う者の名称及び住所 株式会社ザグザグ 岡山県岡山市清水369番地2	
変更年月日	1の事項 平成20年11月5日 2の事項 平成20年11月21日	
変更理由	店舗名称及び小売業者の変更があったため	

2 届出年月日

平成20年12月26日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課
縦覧期間	平成21年1月13日（火曜日）から同年5月13日（水曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成21年5月13日（水曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ